

○延焼を防止するための措置が講じられている 急速充電設備の指定

〔令和4年10月18日〕
〔告示第6号〕

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年条例第17号）第11条の2第1項第1号の規定に基づき、延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備は、次のとおり指定する。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。